

## 歴史的な物価高から生活を守り **申12号 提出!**

## 将来へのモチベーション維持・向上を実現する ための2023年度賃金引き上げ等に関する再申し入れ

3月14日、JR東労組に申9号「2023年度賃金引き上げ等に関する申し入れ」について、会社からの回答が示されました。回答内容は、定期昇給（昇給係数4）の完全実施は確認できるものの、一律10,000円の要求内容からは大きく乖離したものであり、到底納得できるものではなく、席上妥結せず回答を持ち帰り組織内で議論してきました。

回答以降、組合員・社員からは、3年振りにベースアップは実施されるが、「**低額回答**」「**少ない**」「**なぜ一律ではないのか**」「**回答の根拠が不明確**」など、3日間で**400**件を超える声が盛岡地本に寄せられました。歴史的な物価高に直面している生活実態や、過去最高の働き度の中の労働実感の中における、不平不満、切実な声、本音の音が圧倒的でした。

これを受け、本日、本部は会社に対し申12号を提出しました。

## ～申12号 申し入れ項目～

JR東労組申第9号「2023年度賃金引き上げ等に関する申し入れ」に対する回答の根拠を明確にするとともに、直面する歴史的な物価高から生活を守り、将来へのモチベーション維持・向上を実現するため、以下の内容を実施すること。

- ① 2023年4月1日以降のJR東労組組合員・社員の基本給を一律10,000円（定期昇給を含まない）引き上げるに修正すること。
- ② 2021年4月1日に実施した、満55歳未満（当時）の組合員・社員に対する定期昇給のカット分を別途支給すること。
- ③ 直面する歴史的な物価高の中における生活応援措置として、全社員に一律10万円を支給すること。
- ④ 回答については、2023年3月29日までとすること。

## 申12号を読んで、あなたが会社に主張したいことを教えてください！